

令和 2 年 2 月 6 日  
電力・ガス取引監視等委員会

## ガス小売事業を営もうとする者の登録に関する意見聴取について 意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められたガス小売事業を営もうとする者の登録1件の申請について審査を行い、いずれも「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

### 1. 概要

ガス小売事業を営もうとする者の登録の申請が行われているところですが、ガス小売事業の登録に際しては、経済産業大臣は、当委員会に対して意見聴取を行うこととされていることから、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがありました。

これを受け、本日、添付資料の別添に記載のガス小売事業を営もうとする者の登録の申請について、当委員会において審査を行ったところ「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められませんでしたので、経済産業大臣へその旨の意見を回答したことをお知らせいたします。

### 2. 添付資料

ガス小売事業を営もうとする者の登録について(回答)

① 東京エナジーアライアンス株式会社

(本発表資料のお問い合わせ先)  
電力・ガス取引監視等委員会事務局  
取引監視課長 遠藤  
担当者: 皆川、中橋  
電話: 03-3501-1511(内線 4381~4)  
03-3501-1552(直通)